

6 固定資産税の軽減措置等

(1) 課税標準の特例を受ける固定資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に定める資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。対象資産を取得したときは、下記の方法により申告をしてください。

※申告の方式については P.10～11

	一般方式	電算処理方式・eLTAX
初回申告	「償却資産課税標準特例適用申告書」及び添付書類を提出 ※申告書は、資産税課 償却資産係に請求していただくかホームページからダウンロードしてください。	
	種類別明細書（増加資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載	種類別明細書（全資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載 課税標準額は、評価額から特例軽減分を引いた額を表示
翌年度以降		種類別明細書（全資産用）の摘要欄に特例適用条項を記載 課税標準額は、評価額から特例軽減分を引いた額を表示



< 課税標準の特例の対象となる償却資産の例 >

根拠規定	特例対象資産	関係法令及び対象者	特例課税率
法第三四九条の三	第2項	ガス事業法第2条第6項 施行令第52条の2 一般ガス導管事業者(特別一般ガス導管事業者を除く)	最初の5年間 1/3 次の5年間 2/3
	第5項	内航船舶	1/2
法附則第十五条	第2項	(令和4年4月1日～令和6年3月31日に取得したもの)	
	第1号	汚水又は廃液の処理施設	水質汚濁防止法第2条第2項又は第3項 新潟市市税条例附則第8条の2第1項
	第2号	ごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項
	第3号	一般廃棄物最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項
	第4号イ	産業廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項
	第25項第1号イ	太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備 (令和2年4月1日～令和4年3月31日に取得したもので出力1000kw未満のもの)	施行規則附則第6条第56項 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 新潟市市税条例附則第8条の2第9項
第45項	先端設備等の導入計画の認定を受けた設備 (令和5年4月1日～令和7年3月31日までに取得したもの)	中小企業等経営強化法	3年間 1/2 〔ただし、計画に真上げ目標を盛り込んだ場合 5年間 1/3〕
旧法附則第六四条	先端設備等の導入計画の認定を受けた設備 (令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得したもの)	中小企業等経営強化法 旧新潟市市税条例附則第8条の2第17項	(新潟市) 3年間 0

(注) 「法」・・・地方税法 「施行令」・・・地方税法施行令 「施行規則」・・・地方税法施行規則

※ 令和5年10月1日現在（税制改正により変更となる場合があります。）

(2) 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については、非課税となります。

該当資産を取得後、初めて非課税の適用を受ける場合は申告が必要です。

必要添付書類等について、資産税課 償却資産係までお問い合わせください。

(3) 減免

地方税法第367条の規定に基づき、新潟市市税条例第67条及び同条例施行規則第17条に定める償却資産は、所有されている方の申請があった場合、固定資産税が減免されます。

(例) 天災や火災により、償却資産に損害を受け、損害の程度が一定以上のもの。

必要添付書類等については、資産税課 償却資産係までお問い合わせください。